



広報

# 川越

川越市民憲章  
(抜粋)

- 1.郷土の伝統をないせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1.自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1.きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1.働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1.教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



“喜ば、なんかふつとばせ”

はだしで元気な児童たち(川越西小)



# 都市計画の線引き見直し



市街化区域に編入され、工業専用地域となる市街合規

昭和五十七年の都市計画線引き見直して県から指道を受けた地区に対し、地元説明会、アンケート調査、公聴会などを行い、次の地区が都市計画決定され告示になりました。また計画的整備を実施した地区も告示されました。

100

その内容は

今年3月の公聴会を経て都市計画

差別解消に役立つ

## 標語入選作が決定

きの見直しを行い、その権限は県知事にあります。

県は、次の二つの方針で見直しを実施し、開発か緑地保全かを見極めて、その調整を図っています。

一つは、計画的な区画整理などの見通しがない市街化区域の一部を調整区域に編入させる、いわば暫定“逆線引き”。

もう一つは、市街化区域の指定を望む地区では、区画整理事業などの実施を義務づけたうえで市街化区域へ編入するというものです。

72haを調整区域へ

芳野台を市街化区域に

この方針にしたがつて県知事は、このたび「川越都市計画市街化区域および市街化調整区域の変更」と「川越都市計画用途地域の変更」の都市計画を決定し、十一月十五日

は、用途地域の指定は残したまま、計画的な市街地整備の実施が確定するまでの間、市街化調整区域に編入されることになりました。

また、左頁の地図IIに示された「芳野台地区」を市街化区域に編入し、用途地域を工業専用地域とするものです。

今回の告示に関係する資料を閲覧したいという方は、この都市計画が定められている期間中、埼玉県都市計画課か市都市計画課までお出かけください。

### 逆線引き地区に建築でるべき要件は――

▽変更前から土地の利用に関する  
所有権以外の権利（借地権など）  
をお持ちの方。土地が農地の場合、  
農地法の許可または届け出  
が告示日（十一月十五日）前にお  
済みの方。

△届出期間

来年五月十四日（水）まで

△対象になる建物

△自己の住まい

△自己の業務用の建築物など（建  
売、宅地分譲、貸家、アパート等）  
などは該当しません。

●都市計画課（区内線563-4）へ  
●既存権利の届け出については

川越都市計画市街化区域および  
市街化調整区域の変更図 (地図 I)

大塚新田地区

砂久保地区

今福(2)地区

今福(1)地区

寺尾(1)地区

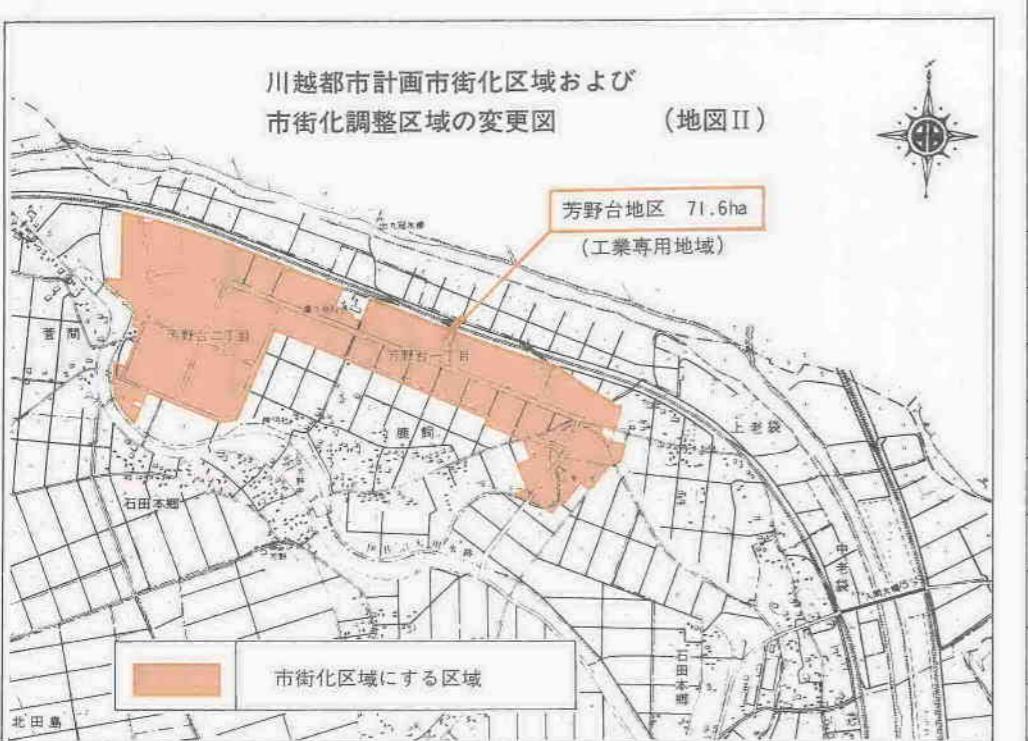
寺尾(2)地区

砂地区

蘿間地区

説明：計画的な市街地整備の実施が確定するまでの間、市街化調整区域とする区域(暫定逆線)

## 川越都市計画市街化区域および 市街化調整区域の変更図 (地図II)



地 区 名	計画的な市街地整備の実施が確定するまでの間、市街化調整区域とする区域(暫定逆線引き)
塚新田	1 3 . 7 ha
久保	2 3 . 1
福(1)	7 . 0
福(2)	7 . 1
間	4 . 8
砂	5 . 6
尾(1)	7 . 2
尾(2)	3 . 8
計	7 2 . 3

醜ヶ島第一小五年 八代徹平  
なかまはすれしない勇氣とさ  
せない勇氣

# 年末

## ごみの収集

ください。  
（不燃物）

日程表のとおり行います。

（可燃物（生ごみなど））

十二月三十一日（火）～一月三日（金）は休み。お正月を気持ちよく過ごすため、収集日以外の持ち出しは絶対にしないでください。

なお、各地区ごとの収集日程は次のとおりです。

二月二十九日（日）～三月十日（月）を振り替えて収集。年始は一月六日（月）から収集。

▼火・木曜日収集地区：年末は二月三十日（月）に、三十一日（火）を振り替えて収集。年始は一月七日（火）から収集。

▼水・土曜日収集地区：年末は二月四日（土）から収集。

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 西清掃センターの受付時間

月 日	時 間
12.28(土)	午前 8時30分～11時
12.29(日)	午前 8時30分～正午 午後 1時～3時
12.30(月)	午前 8時30分～正午

## し尿の収集

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 各出張所・南連絡所

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 葬祭作業所

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 保健センター

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 各公民館

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 勤労青年ホーム

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 蔵造り資料館

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 公益質屋

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 西後楽会館

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 児童センター

粗大ごみのリクエスト収集は、十二月二十八日（土）まで行います。

なお十二月二十五日以降の申込は、来年の一月八日（水）以降の取り扱いとなりますので、年内に処理したい方は、お早目に清掃事業所（☎ 23-0912）へ電話予約して

## 公共施設

市立診療所 小仙波町一四五五  
☎ 24-12648

## 年始

十二月二十八日（土）、正午まで診療。午後は所内整理のため休診。

二十九日（日）～一月三日（金）は休診。

診療科目は、内科・小児科・外科・整形外科・歯科。

## 子育て電話相談室

33-1234（代） 毎週月・火曜日、午前9時～正午 子育てに悩むお母さん、どんなことでもご相談ください。悩みはご自分ひとりの胸にしまわずに、ダイヤルをまわしてみてください。

今月の相談日は次の日です。

12月9日（月）、10日（火）、16日（月）、17日（火）、23日（月）、24日（火）

※12月30日（月）・31日（火）は年末休みで、新年は6日（月）から。

# 年末

ごみ・し尿の収集と公共施設

# 年始

33-1234（代） 每週月・火曜日、午前9時～正午 子育てに悩むお母さん、どんなことでもご相談ください。悩みはご自分ひとりの胸にしまわずに、ダイヤルをまわしてみてください。

今月の相談日は次の日です。

12月9日（月）、10日（火）、16日（月）、17日（火）、23日（月）、24日（火）

※12月30日（月）・31日（火）は年末休みで、新年は6日（月）から。



## 年末年始の交通事故防止運動

年末年始は、飲酒の機会が多くなるとともに交通事故も増え、なにかと気ぜわくなることから、交通事故の多発が予想されます。

くわしくは、環境衛生センター（天仙波二四九一）～（☎ 24-1919）へ。

今年の重点目標は、――

▽飲酒運転、スピードオーバーなど無謀運転の追放

▽シートベルトの正しい着用の徹底

▽ミニバイク、自動二輪車の交通

▽ミニアイド、オーバーナード無謀運転の追放

▽ミニバイク、自動二輪車の交通

▽ミニアイド、オーバーナード無謀運転の追放

▽ミニバイク、自動二輪車の交通

申請で減免に

私道の固定資産税

## 税の納付をお忘れなく

申請で減免に

私道の固定資産税

申請で減免に









# 年末年始の交通事故防止運動

〔期間12月10日～1月3日〕

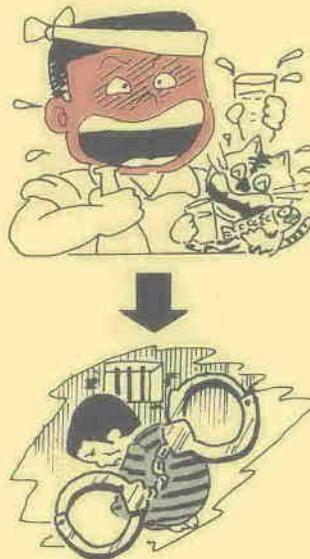
★今年もあとわずか、例年この時期は飲酒運転等による重大交通事故が多発しております。

重点目標を

- 飲酒運転等無謀運転の追放
- 二輪車の交通事故防止
- シートベルト着用の推進

の三点として強力な運動を展開します。

▶埼玉県は全国で飲酒交通事故ワースト1位◀



酒と交通事故

運転者  
“「3つの責任」大変です”



事故を起こし他人を死亡させたり、ケガをさせた場合に運転者は次のような3つの責任を負わなければなりません。

- ◆民事責任
- ◆行政上の責任
- ◆刑事責任

飲酒運転で事故を起こし人を殺傷した者は

実刑

川越市・川越警察署・川越市交通指導員会  
川越市交通安全母の会・川越交通安全協会